

障がい者、乳幼児を抱える世帯などの災害時要援護者の支援態勢づくりも地域の重要な課題とされていることから、こうした要援護者の把握による「要援護者台帳」や「要援護者マップ」づくり、避難支援者の確保などにも取り組んでいます。

さらに、深刻化する児童虐待問題を受け、乳児がいる世帯の全戸訪問活動や保護者の孤立化を防止するための「子育てサロン」の実施に力を注いでいる民児協も多くみられます。

(5)車尾地区民生児童委員協議会の規約

(名称)

第1条 この会は、車尾地区民生児童委員協議会と称し、事務局は会長が構成員の中から委嘱する。

(組織)

第2条 この会は、車尾地区（公民館事業の主たる対象区域）の民生児童委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、民生委員法第24条に定める任務の遂行と会員相互の意思の疎通を図り、もって民生委員児童委員活動の職務を円滑に遂行し、地域福祉の増進を期することを目的とする。

(役員および定数)

第4条 この会に次の役員を置く。

・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名

2 会長または副会長については会員の互選による。ただし、女性1名以上で男女比に極端に偏ることのないよう選出する。

3 監事は、会長が会員から指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠によって役員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会議を招集し、会務をとりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 監事は、この会の事業執行および会計業務を監査し、総会に報告する。

(会議)

第7条 会議は、総会および定例会とする。

(総会)

第7条 総会において議決する事項など、次のとおりとする。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 諸規程の制定および改廃に関する事項
- (4) その他会長が附議した事項



(表決)

第8条 総会は過半数の出席者をもって成立し、議事については、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(定例会)

第9条 定例会は、原則として毎月1回開催する。ただし必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 定例会は、原則として会員全員が出席するものとする。

3 定例会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第11条 この会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金、事業収入等をもってこれにあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

3 本条に規定する経理事務を行うため、会計責任者を置き、会長が任命する。

(予算)

第12条 この会の予算は、事業計画とともに編成し、総会の議決を得なければならない。

(決算)

第13条 この会の決算は、事業計報告とともに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(事務局)

第14条 この会の会務を処理するため事務担当者を置き、会長が任命する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は平成16年4月1日より実施する。

(6) 自治会ごとの配置数

自治会名	配置数	自治会名	配置数
車尾2区	1名	中島	3名
車尾3区	1名	王子社宅	0名
車尾4区	2名	観音寺新町1丁目	1名
車尾5区	1名	観音寺新町2丁目	0名
車尾6区	1名	観音寺新町3丁目	0名
車尾7区	1名	観音寺新町4丁目	0名
観音寺	1名	観音寺新町5丁目	0名
戸上	1名		

